

質問

代官請負について 代官請負とはどのような制度か、具体的に解説してください。

[回答者] 高橋 敏子

一 代官請負の位置づけ

代官による荘園年貢の納入請負は中世後期に盛んにみられる制度である。代官請負の位置づけについては、中世前期を本家・領家・下司などの領主職の重層した荘園制社会と規定し、それら領主権の重層体系が崩れていく荘園制解体期に現れた徴税請負人の制度であるとする見方から、南北朝・室町期を、中世前期荘園制からの再編・確立・安定期という一つの時期区分としてとらえ、その再編された荘園制的枠組みの中で展開した年貢請負制度であると性格づける方向へと変わってきている。

「室町期荘園制」として認識されているこの再編荘園制は、公家・寺社・武家を問わず在京している領主群の所領支配の体制を主軸として構築されてきたもので、代官請負は、遠隔地所領を経営する荘園領主の、京都における幕府や守護との政治交渉、

首都を中心とした経済構造への依拠、都鄙交通体系の利用など、室町期荘園制社会の人的・経済的ネットワークを活用した制度であったといえる。

二 請負代官の形態

さて、荘園の代官とは、荘園所領の管理・収取・検断・警固・訴訟などにあたる所務職正員の職務代行者である。荘園領主から領主職を預かった預所や給恩によって所領を分与された給主その人を代官と称することもあったが、より荘園経営の実務に通じた預所代・給主代を指す場合も多かった。さらに、代官自身が又代官を採用したり、組織として請負経営を行っている場合もあり、ここに在京代官―国代官・地下代官といわれるような所務請負の重層性がみられる。中世後期の請負代官については、所務のうち、特に年貢の収取を主要な職務としていた。

また、荘園の所務の形態には直務と請負とがあった。直務は、領主が直接に荘園現地の生産状況を把握し、収納に至るまでを管理することで、直務の場合の代官には、領主組織の構成員がこれにあたった。請負による荘園所務には、領主組織に属さない外部の者を代官に補任し、荘園の実際の収納の状況から納入年貢額を定め、その年貢額の一定部分を代官得分に設定して年貢納入を請負わせる請負代官と、その年の作柄いかんによらず

定額の年貢納入を請負わせる請切代官とがあった。

莊園の所務は、直務から請負へ、請負代官から請切代官へと推移していくが、南北朝・室町時代、およそ請負代官の時代になつた応永期頃から、特に「直務」のことが史料上にみえるようになる。これは、莊園領主の直務回復要求を認めた幕府や守護の御教書・奉書・書下状が発給され始めたためで、室町期莊園の体制が確立した時期にあたり、社会が知行制度のあらたな段階に入ったことを示していると考えられる。

三 室町期莊園制の中の代官請負

請負代官に任じられたのは、禪僧（莊主）・土倉・酒屋・商人・山伏などの経営能力と財力を持つ者、幕府奉公衆・守護被官・国人などの武家領主たちであった。補任に際しては、年貢納入が滞つた時の保証として、補任料あるいは敷銭の納入や、請人を立てることが求められた。

一方、この時代の都市在住領主の恒常的な赤字経済状況から、領主は代官補任に際してあらかじめ将来の年貢分を「来納」として代官から徴収すなわち借錢し、代官は莊園の所務を遂行する中でこの領主の借錢を回収するという請負のシステムもしばしば行われた。なかでも土倉は高利貸し業と代官請負業とを主要な二つの業務としており、来納による代官請負は、この二つ

の業務が結びついた、中世後期社会特有の請負の形態であった。この来納を可能にするような金融業・代官請負業の展開という社会的条件のほかに、なぜ、この室町期莊園制の時代において代官請負による年貢の取取が基本的な莊園経営の形態であったのか、なぜ代官請負が可能であったのかについてさらに考えてみたい。

一つには、さまざまに張り廻らされた制度的・人的ネットワークを通して政治的交渉により、莊園領主が室町幕府や莊園所在国守護の援助をうけられたことがあげられる。諸領主の在京も交渉を容易にした。宗教権門たる東寺が行っていた室町殿や幕府重臣、東寺領莊園所在国守護に対する歳末や誕生日の祈祷は、知行安堵への期待と返礼の意味も持っていた。

守護による保護の実際については、押領停止命令などの文書の発給や遵行、年貢催促などの強制力とともに、守護領における年貢取取システムを考えることができる。莊園領主が実質的な地下知行権を持たない莊園からの年貢取取のあり方を、宝莊・蔵院領の一つとして、東寺がその権限や仏事を引き継いで本家を取納していた近江国三村莊嶋郷を事例にみてみよう（以下「東寺百合文書」ル函・ケ函・フ函・た函など）。

三村莊は、本郷二分・嶋郷一分から成る、つまり三つの郷の集合体として三村莊の呼称を持つ莊園であった。当莊では、鎌

倉時代末期以来守護佐々木氏が地頭に補任されており、南北朝期以降においても佐々木六角氏が地頭正員であったことから、地頭が知行の実質を握る守護領であったと考えられる。三村荘を構成する三郷の中で東寺が関わるのは嶋郷であったが、荘園の地下所務の要となる荘官として、嶋郷には公文が置かれていた。公文には、近江守護六角氏の被官人が補任されており、たとえば十五世紀初期と思われる東寺領代官宇野教林書状（教林は六角氏私寺慈恩寺僧）には「嶋郷公文職は馬測持ち候」と被官人の名がみえている。嶋郷内に領主権を持つ東寺や守護給人などの各領主は、この郷公文が発給する年貢切符の配付をうけ、自力で名に付けることによって収納を確保していたことが、関連史料よりうかがえる。さらに東寺は、守護代伊庭氏に「警固米」として年貢のうちの十石を納めており、守護方と所領経営の援助契約を結んでいた。こうした守護配下の収取システムの一環に組み込まれることによって、代官請負による収納が保障されていたものと考えられる。

そして、荘園の村落における名主・沙汰人（下級荘官）を中心とする地下経営の自立が、代官による収納の基盤部分を支えていたことも指摘できる。十五世紀半ば過ぎの寛正年間に、武家代官を排除し、東寺の直務を支えた備中国新見荘の惣追捕使・公文・田所という荘官と百姓等の行動（『東寺百合文書』

サ函・け函・え函など）や、応永三年（二二九六）、それまでの守護代官による代官請と競合する形で年貢・公事物の納入を契約した讃岐国長尾荘の地下請（『大日本古文書 醍醐寺文書之十二』）などに、十分な地下経営の事例をあげることができ

る。室町期荘園制の地域的広がりについては、なお追究すべき点があることが指摘されているが、東国など京都から遠隔の地の代官請負については、京都を中心にしたより広域の流通経路の存在、武家・公家に奉公し諸国に分布する同族一門のネットワークへの依存、荘園領主間での遠隔地所領の経営連携など、いくつかの所領経営が成り立つ要素が抽出されている。

十四世紀から十六世紀にかけての荘園社会のあり方に即したより詳細な代官請負の構造について追究していくことは今後の課題である。

参考文献

- 永原慶二「荘園解体期における請負代官制」（『網野善彦ほか編』講座日本荘園史四 荘園の解体）吉川弘文館、一九九九年）
『国立歴史民俗博物館研究報告一〇四 室町期荘園制の研究』（二〇〇三年）
伊藤俊一『室町期荘園制の研究』（塙書房、二〇一〇年）
同「室町期荘園制論の課題と展望」（『歴史評論』七六七、二〇一四年）

清水亮「南北朝期～戦国期の荘園」（荘園史研究会編『荘園史研究ハンドブック』第六章、東京堂出版、二〇一三年）

新田英治「室町時代の公家領における代官請負に関する一考察」（『日本社会経済史研究 中世編』吉川弘文館、一九六七年）

中島圭一「中世京都における土倉業の成立」（『史学雑誌』一〇

一—三、一九九二年）

村井祐樹「東寺領近江国三村庄とその代官」（東寺文書研究会

編『東寺文書と中世の諸相』思文閣出版、二〇一一年）

勝山清次「南北朝時代の東寺領近江国三村庄—守護領荘園の代

官支配—」（『京都大学文学部研究紀要』五二、二〇一三年）

久留島典子「中世後期の「村請制」について—山城国上下久世

庄を素材として—」（『歴史評論』四八八、一九九〇年）

井原今朝男「室町期の代官請負契約と債務保証」（『日本中世債

務史の研究』東京大学出版会、二〇一一年）

湯浅治久「室町期駿河・遠江の政治的位置と荘園制—都鄙間交

渉史の視点から—」（阿部猛編『中世政治史の研究』日本史

史料研究会企画部、二〇一〇年）

（たかはし・としこ／東京大学史料編纂所教授）

関東難関私大・センター試験対策用

こんなふうに出題される日本史 問題編

川崎英明 = 編

過去の大学入試の問題を解きながら、知識を定着させ、理解を深めることを目的とした問題集。配列は『詳説日本史』に準拠し、姉妹編の『こんなふうに出題される日本史』とセットで効果的な学習を図ることができる。

A5判 本体 900円（税別）
288頁 ISBN：978-4-634-01072-7

